

第9号様式 (第21条関係)

← 9センチメートル →

<p style="text-align: center;">写真貼り付け箇所</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin: 10px 0;"></div>	<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">身分証明書</p> <p>所属</p> <p>職名</p> <p>氏名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>有効期限 年 月 日</p> <p>上記の者は、高知県消費生活条例第27条第1項の規定に基づき立入調査等をする職員であることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日発行</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 印</p>
---	---

↑ 4センチメートル ↓

- 備考 1 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。
- 2 この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

(裏面)

高知県消費生活条例 (抜粋)

(立入調査等)

第27条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、その業務に関し、報告を求め、又はその職員に、営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定に基づき職員が立入調査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定に基づく権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第28条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、事業者に正当な理由がないと認めるときは、事業者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに当該事実その他の必要な事項を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該事業者意見に述べる機会を与えなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 前条第1項の規定に基づく報告を拒み、若しくは虚偽の報告をし、調査を拒み、又は質問に応じなかったとき。